

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町竹田地域 (藤和区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月18日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化に加え、他地域への住民の転居に伴う耕作者の激減
- ・離農者の増加に伴う保全管理農地の増加
- ・農地面積の狭小や水路の老朽化による担い手確保が困難

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・自作農業者と認定農業者が連携し水路や防護柵の設備を保守管理する。
- ・地区風土である昼夜の寒暖差を活かした米作りの良さを発信し認定農業者の確保を増やす。
- ・認定農業者が請負やすいよう現状を維持し小さな農地の担い手を確保する。
- ・他地区の農業者とコミュニケーションを図り担い手のない狭小保全管理農地に適した人材を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内の中山間地域等直接支払制度の対象農地を中心に今後活用するであろう農地を含むエリアを区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地所有者及び農業者の意見を聞き、認定農業者等と情報交換を行い、可能な限り農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構は、認知度が低く不明な点が多いため、パンフレット等を利用し、利用方法や利点を周知していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
過疎地で高齢者が多く後継者不足が増加傾向になることが予想され、山間地で地形的にも現実的でないと考え るが、水路等の補修を行いながら、必要に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に後継者がいないため、後継者の確保、育成に努力する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後も引き続き、ドローンによる共同防除を継続しつつ随時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①現在の設備を定期的に点検・保守し、新たな問題が発生した場合には、その対策を検討する。